

指名停止措置を行いました ～「独占禁止法違反行為」～

北海道開発局は、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、株式会社シムックス及びケービックス株式会社に対し指名停止4か月の措置、セコム上信越株式会社に対し指名停止2か月の措置を行いました。

公正取引委員会は、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者と認定したため、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社シムックス	群馬県太田市植木野町300番地1
ケービックス株式会社	群馬県前橋市問屋町1丁目10番地3
セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町1番地10

2. 指名停止措置期間

株式会社シムックス及びケービックス株式会社

令和4年7月29日～令和4年11月28日（4か月）

セコム上信越株式会社

令和4年7月29日～令和4年9月28日（2か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第6号口

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。） イ 当局の契約担当官等 ロ 当局の契約担当官等以外の国土交通省の契約担当官等	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内 2か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃（内線5703）

開発監理部 会計課 開発事務専門官 安藤 慎吾（内線5832）

